

第4章 計画の方向性

1 地域特性・現状を踏まえた課題の整理

(1) 自然的・社会的・経済的条件

① 自然的条件

ア 東部（山林地域）

市域の東部は山林であり、矢作川水系の支流河川では中小水力発電のポテンシャルがあります。

山地の尾根上は比較的風況が良く、風力発電のポテンシャルがあります。また、市域の約6割を森林が占めており、木質バイオマス発電・熱利用のポテンシャルも期待されます。

イ 西部（市街地、農地）

市域の西部は市街地や農地の平野地形となっており、太陽光発電のポテンシャルが期待されます。

② 社会的条件

ア 人口動態

本市の中長期的な人口動態は増加傾向になることが予測されており、全国が減少傾向にある状況とは真逆の状況にあります。そのため、中長期的に人口の増加が想定される本市では、住宅の省エネルギー化等の取組がより一層必要となります。

表 4.1 人口将来推計

	実績値		推計値	
	(2015年度)	(2020年度)	(2030年度)	(2050年度)
国	127,095千人	126,146千人 (2015年度比1%減)	119,125千人 (2015年度比6%減)	98,172千人 (2015年度比20%減)
愛知県	7,483千人	7,542千人 (2015年度比1%増)	7,538千人 (2015年度比1%増)	7,371千人 (2015年度比1%減)
岡崎市	381,051人	384,654人 (2015年度比1%増)	394,412人 (2015年度比4%増)	387,743人 (2015年度比2%増)

出典：「日本の将来推計人口（平成29年推計）報告書」（国立社会保障・人口問題研究所）、
「第2期愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」（愛知県）、
「次期総合計画策定支援業務 人口推計報告書（2019年3月）」（岡崎市）

イ 自動車

本市は、乗用車の保有台数が多い特徴があります。そのため、次世代自動車の普及や公共交通インフラの利便性向上等の取組がより一層必要となります。

ウ 発電・送電

送電系統については、市域の東部には額田開閉所を通る 275kV の基幹送電系統があり、2022（令和4）年8月時点では N-1 電制適用の条件で比較的空容量があります。また、新城市にある新三河変電所においても 2022（令和4）年8月時点で比較的空容量があります。これらの状況から、比較的規模の大きい風力発電でも接続できる見込みがあります。

市域の北部には東豊田変電所と 77～275kV の基幹送電系統があり、2022（令和4）年8月時点で比較的空容量があるため、水力発電の導入条件は比較的良好と考えられます。

市域の西部には岡崎変電所と八帖変電所を中心とした 77kV の送電系統があり、2022（令和4）年8月時点では八帖変電所で比較的空容量があります。これらの状況から、比較的規模の大きいバイオマス発電や太陽光発電は、八帖変電所から東豊田変電所にかけてのエリアにおいて導入条件は比較的良好と考えられます。

③ 経済的条件

ア 工業

本市では、東名高速道路と新東名高速道路が縦貫し、高速道路インターチェンジを起点に工業団地が立地しており、ものづくり産業の集積地となっています。そのため、個々の事業者の省エネルギー化等の取組に加え、集積地の特性を活かした業種間の連携やエネルギーの融通といった取組が重要であると考えられます。

イ 商業

本市では産業構造に占める卸売・小売業の割合が製造業に次いで多く、特に総合スーパーや家電量販店等の大型店が比較的多い特徴があります。そのため、個々の店舗の省エネルギー化等の取組が重要であると考えられます。

また、中心市街地である康生・東岡崎地区周辺では、中心市街地活性化とコンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた取組が進められており、これらの取組と組み合わせた再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用等が重要であると考えられます。

ウ 物流

本市は、東名高速道路や新東名高速道路、東海環状自動車道が通る広域交通の要所となっており、工業や商業が盛んな本市の特性を踏まえると、物流効率化といった取組が重要であると考えられます。

エ 農林業

本市の農業は、比較的温暖な気候と矢作川及び乙川水系の豊富な水と肥沃な大地に恵まれ、平坦部では水稻・麦・大豆を主体とした土地利用型農業を中心に、いちご・なす・花き等の施設園芸が盛んに行われ、都市近郊型農業地帯として発展してきました。丘陵地ではぶどう・柿等の果樹栽培、酪農・養豚・養鶏等の畜産業も行なわれています。

一方で、農業従事者は減少と高齢化が進みつつあり、農業経営の安定化が求められています。そのため、農作業の効率化やスマート農業の推進といった持続可能な農業経営のための取組が重要であると考えられます。

(2) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

再生可能エネルギーの賦存量は地中熱利用が最も多いものの、導入ポテンシャル量は太陽光発電が最も多くなっており、次いで地中熱、バイオマス発電となっています。現状で既に導入されている量は全て太陽光発電・中小水力発電・太陽熱利用で合計 468TJ と導入ポテンシャル量の 6%程度にとどまり、今後さらなる導入の余地があります。

(3) エネルギー消費との兼ね合い

本市では産業部門のエネルギー消費量が比較的多いですが、高温となる工業炉等に適した再生可能エネルギーの導入に際しては、電化だけでなく水素や合成ガス等の新燃料への転換も選択肢として重要です。また、業種間の連携や工業団地内のエネルギーの融通といった取組が重要であると考えられます。

2 計画改定の方針

(1) ゼロカーボンシティを見据えた目標値の設定

今回の改定では、新たな国の温室効果ガス排出量の削減目標や岡崎市のゼロカーボンシティ宣言等を踏まえ、2030（令和 12）年度の削減目標については本市においても削減目標を高く掲げるよう見直しました。2050（令和 32）年の削減目標については、本市が 2020（令和 2）年 2 月 27 日に 2050 年ゼロカーボンシティを表明した通り、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。

(2) ゼロカーボンシティ実現に向けた施策の強化

地域課題や地域特性を踏まえ、2050 年ゼロカーボンシティを実現するための事業を「重点プロジェクト」として設定し、より地球温暖化対策を推進します。

(3) 施策体系の見直し

現行計画の施策を環境指標に基づき評価した結果や市の現況、重点プロジェクト等を踏まえて見直しました。また、施策体系を「へらす」、「つくる」、「ためる」の 3 つのアプローチにより、将来像の実現を目指すものとして見直しました。

(4) 再生可能エネルギー導入目標の設定

国の地球温暖化対策計画（2021（令和 3）年 10 月 22 日閣議決定）において、都道府県及び市町村も再生可能エネルギー利用促進等の施策の実施に係る目標を設定するよう努めるようにと記載されています。

岡崎市においても再生可能エネルギーを地域資源と捉えて、再生可能エネルギー導入促進のため目標を設定します。

3 計画の基本構成

本計画の基本構成は下図のとおりです。

本計画では、本市が目指す将来像として「へらす・つくる・ためる（家計、会計、社会、環境にもやさしい）脱炭素」を掲げ、これを実現するための6つの基本方針を設定します。そして、その基本方針に紐づく基本施策を設定し、基本施策に基づく事業を示します。

事業の中でも、環境面だけでなく経済面・社会面においても相乗的・副次的な効果が期待されるものを、計画のリード役となる主要な事業として、2030（令和12）年度までに重点的に取り組むべき「重点プロジェクト」として掲げています。

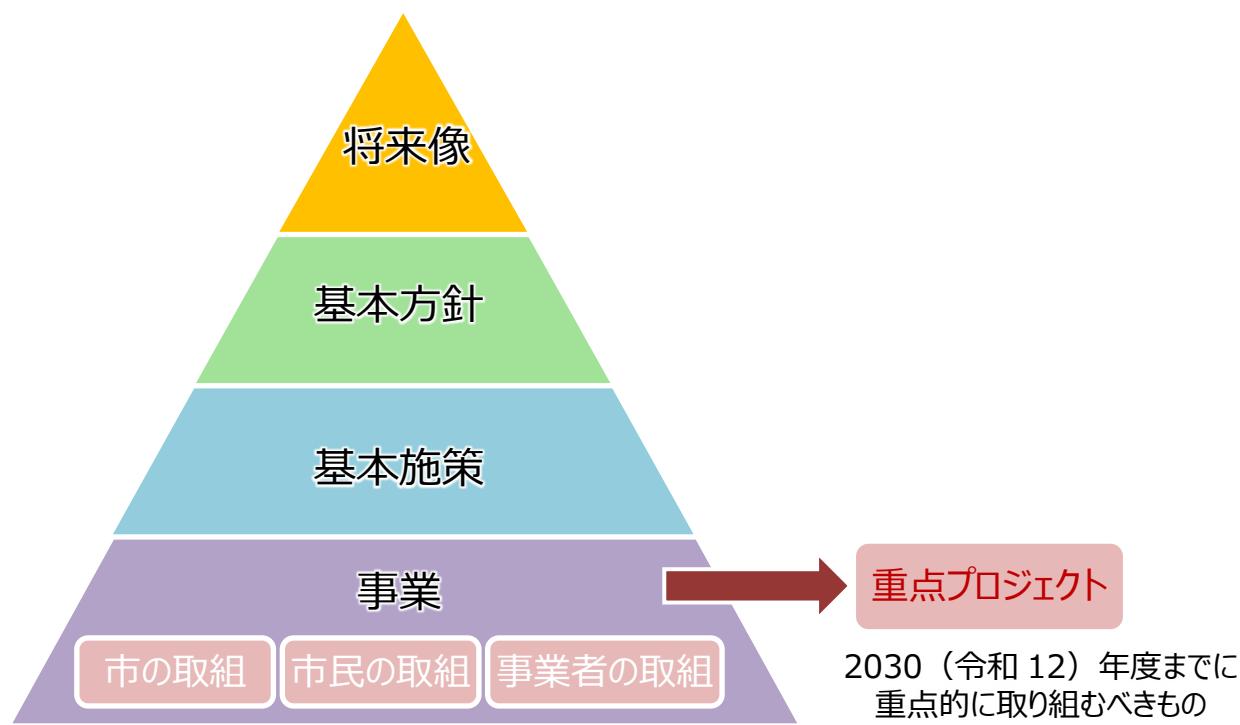


図 4.1 本計画の基本構成

第5章 本計画の目標

1 岡崎市が目指す将来像

本市は、暮らし・産業・自然が織り交ざった地域特性をしており、それぞれの特性との共存を図りながらゼロカーボンシティの実現を目指していく必要があります。

そのため、家計・会計、社会、環境に共通して通ずる「へらす」、「つくる」、「ためる」の3つのアプローチにより、将来像の実現を目指すものとします。

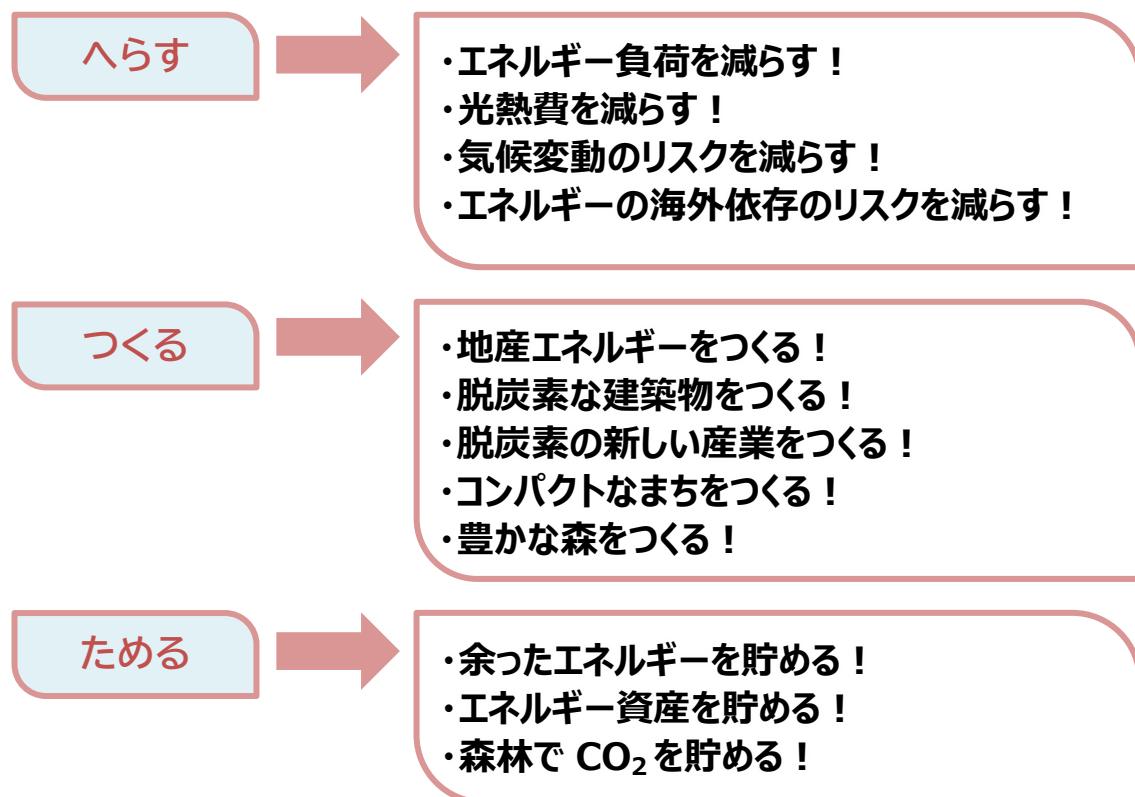


図 5.1 本計画で目指す将来像

へらす・つくる・ためる(家計、会計、社会、環境にもやさしい)脱炭素



図 5.2 将来像イメージ



図 5.3 将来像イメージの各要素の姿

2 2030（令和12）年度温室効果ガス削減目標の考え方

（1）2030（令和12）年度削減目標の設定方法

2030（令和12）年度の中期目標については、2050（令和32）年度の温室効果ガス排出量実質ゼロを見据えつつ、挑戦的な目標値として、以下の方法で設定しました。

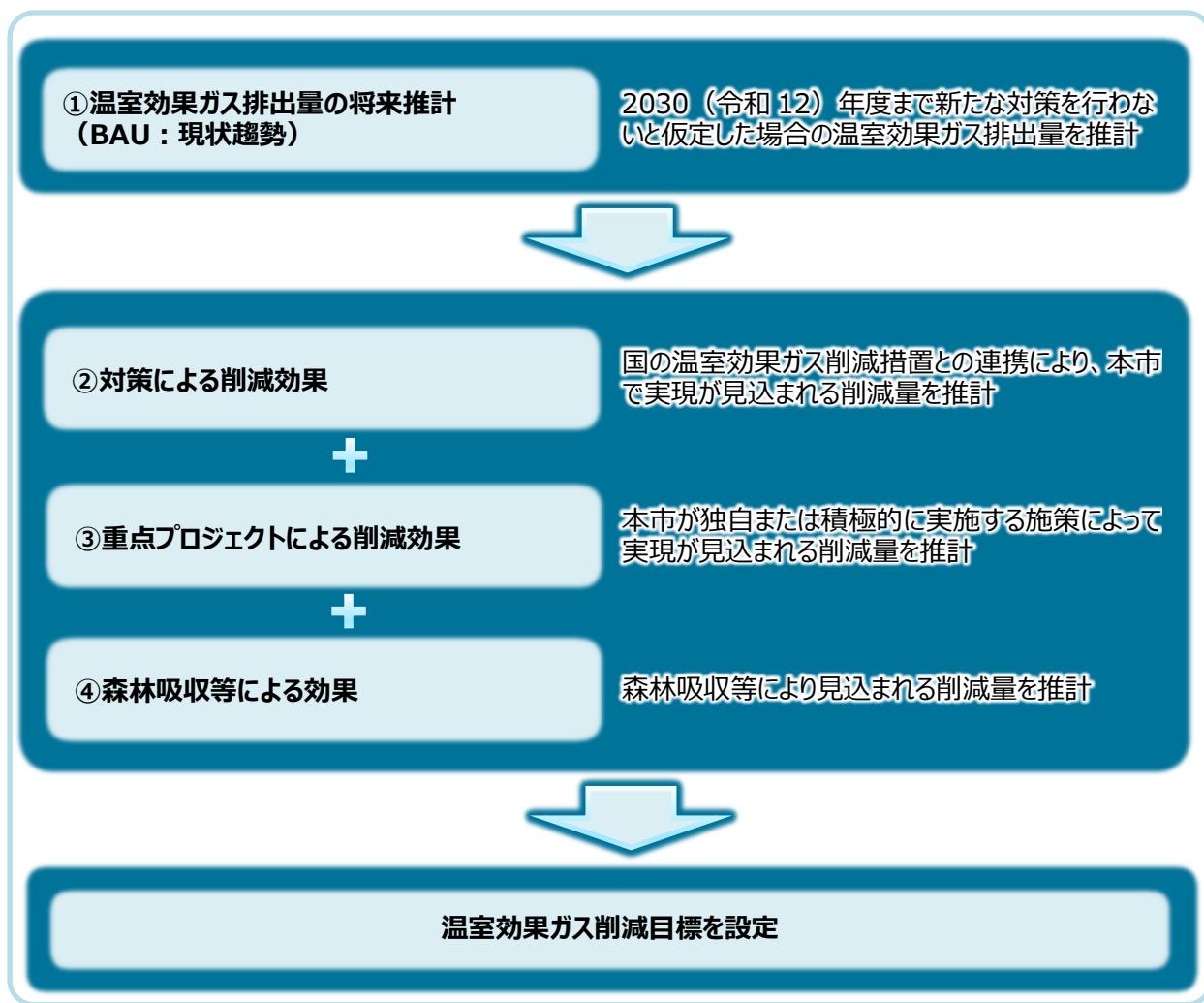


図 5.4 削減目標の設定方法

3 温室効果ガス排出量の将来推計

(1) 温室効果ガス排出量の将来推計 (BAU ケース)

温室効果ガス排出量の将来推計 (BAU) は、2025 (令和 7) 年度は 2,694 千 t-CO₂、2030

(令和 12) 年度は 2,779 千 t-CO₂、2050 (令和 32) 年度は 2,884 千 t-CO₂と推計しました。

2025 (令和 7) 年、2030 (令和 12) 年度まで増加傾向にあり、それ以降は 2050 (令和 32) 年度までほぼ横這いで推移すると推計しています。

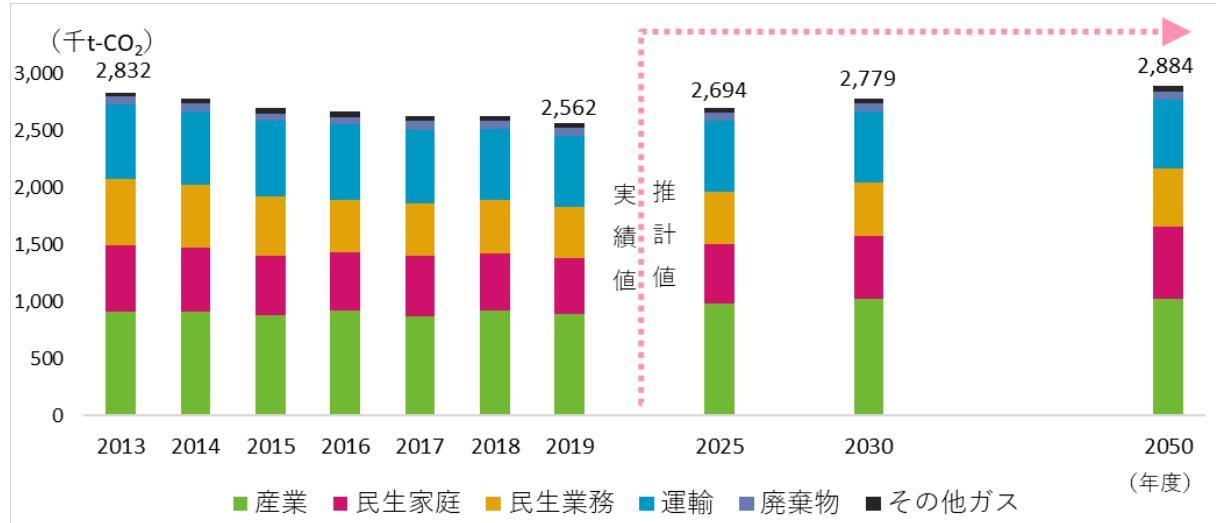


図 5.5 温室効果ガス排出量の将来推計結果 (BAU)

表 5.1 温室効果ガス排出量の部門別の将来推計結果 (BAU)

ガス種別・ 部門別		現況排出量			将来排出量 (推計値)		
		2013	2019	2013 比	2030	2013 比	2050
		千 t-CO ₂	千 t-CO ₂	%	千 t-CO ₂	%	千 t-CO ₂
エネ起源 CO ₂	産業	914	886	-3.1%	1,025	12.1%	1,025
	家庭	577	494	-14.4%	544	-5.7%	633
	業務	580	448	-22.8%	474	-18.3%	503
	運輸	659	626	-5.0%	626	-5.0%	610
	小計	2,730	2,454	-10.1%	2,669	-2.2%	2,771
非エネ起源 CO ₂		62	67	8.1%	69	11.3%	71
その他ガス		40	41	2.5%	41	2.5%	42
合計		2,832	2,562	-9.5%	2,779	-1.9%	2,884
							1.8%

(2) 温室効果ガス排出量（対策パターン）の将来推計結果

温室効果ガス排出量（対策パターン）の将来推計は BAU の温室効果ガス排出量から、省エネルギー技術普及、省エネルギー行動、電力排出係数低減等による温室効果ガス排出削減効果量を考慮して推計しました。

中期（2030（令和12）年度）の温室効果ガス排出量（対策パターン）は全体で 1,416 千 t-CO₂ で、基準年度（2013（平成25）年度）比で約 50%の削減と推計しました。

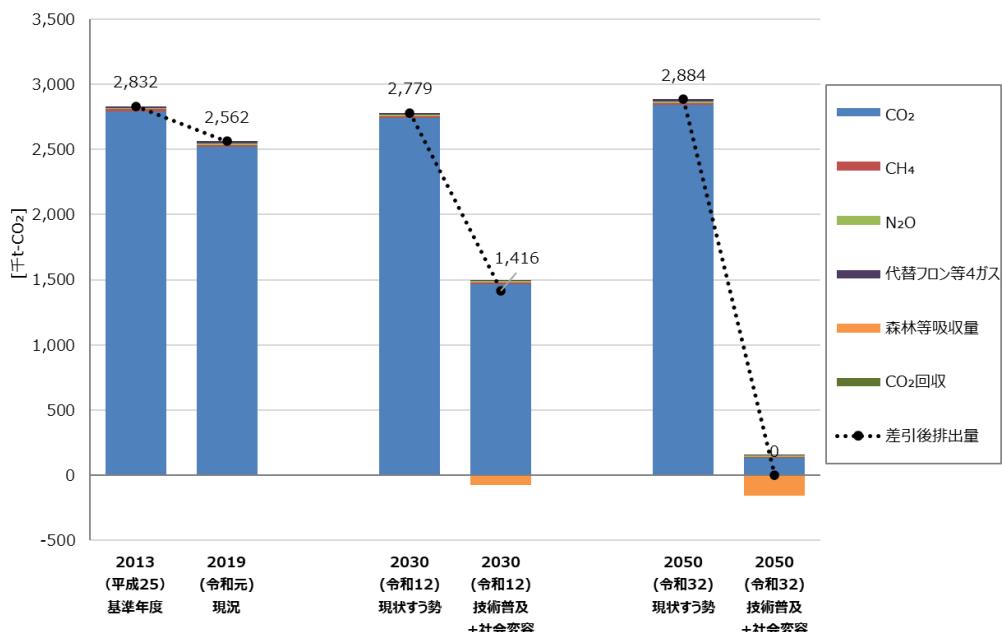
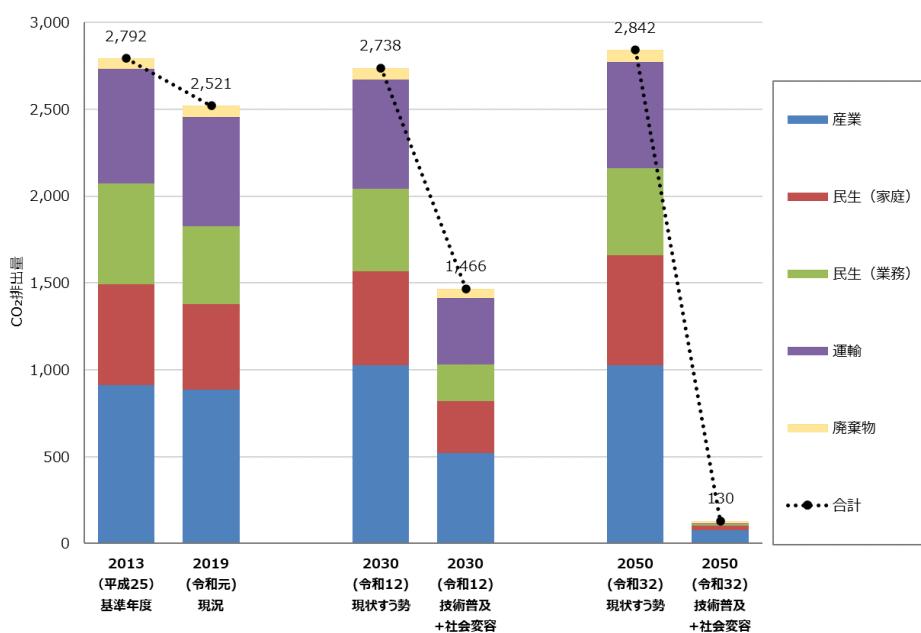


図 5.6 温室効果ガス排出量（対策パターン）の将来推計結果（全排出量）



※森林吸収量等は加味していない。

図 5.7 温室効果ガス排出量（対策パターン）の将来推計結果（部門別の CO₂ 排出量）

表 5.2 2030（令和12）年度温室効果ガス排出量の削減効果

部門	対策分類	削減効果量（千t-CO ₂ ）		
		国・県と連携した取組	市の追加取組	
エネルギー起源 CO ₂	産業	省エネルギー技術・設備の導入	210.5	191.0
		エネルギー管理の徹底	20.3	18.4
		その他対策（業種間連携推進、PPA推進等）	90.9	3.0
		電力排出係数の改善	181.5	181.5
	合計		503.2	393.9
	家庭	住宅の省エネルギー化	28.8	23.7
		省エネルギー型機器の導入	41.0	33.8
		省エネルギー行動の促進	0.7	0.6
		その他対策（PPA推進等）	37.6	0.0
		電力排出係数の改善	138.7	138.7
	合計		246.8	196.8
	合計		264.7	207.8
	合計		241.1	193.6
	合計		15.8	8.6
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物	バイオマスプラスチック類の普及	7.1	7.1
		廃棄物焼却量の削減	8.7	1.5
	合計		15.8	7.2
	CH ₄ ・N ₂ O	農地土壤対策	1.5	0.5
		廃棄物最終処分場対策	0.9	0.0
		合計	2.4	0.5
	代替フロン等	ノンフロン・低GWP化、漏えい防止、回収	10.9	10.9
		合計	10.9	10.9
森林吸収量等	森林吸収源対策	森林吸収源対策	5.9	0.0
		都市緑化の推進	1.0	0.5
		カーボンクレジット等の推進	71.6	71.6
	合計		78.5	72.1
	合計		1,363.4	1,084.2
合計		1,363.4	1,084.2	279.2

※森林吸収源対策には、追加対策によらない森林吸収量（37千t-CO₂）は含みません。

4 温室効果ガスの削減目標（中期目標）

温室効果ガス削減目標は、温室効果ガス排出量（対策パターン）の将来推計による排出量をベースにしつつ、重点プロジェクトによる排出量の削減効果を考慮し、削減目標を設定しました。

中期目標の2030（令和12）年度は2013（平成25）年度比50%減の1,416千t-CO₂を目標とします。

民生家庭部門における世帯あたり削減量は、48%減の2.1t-CO₂/世帯を目標とします。

民生業務部門における延床面積あたり削減量は、64%減の0.1t-CO₂/m²を目標とします。

2030年度 温室効果ガス削減目標 2013年度比 **50%減**

2030年度 家庭部門 世帯あたり排出量 **2.1t-CO₂/世帯**
(2013年度 家庭部門 世帯あたり排出量 4.1t-CO₂/世帯)

2030年度 業務部門 延床面積あたり排出量 **0.1t-CO₂/m²**
(2013年度 業務部門 延床面積あたり排出量 0.2t-CO₂/m²)

表 5.3 2030（令和12）年度温室効果ガス削減目標の部門別内訳

ガス種別・ 部門別	現況排出量			将来排出量（推計値）	
	2013 千t-CO ₂	2019 千t-CO ₂	2013比 %	2030 千t-CO ₂	2013比 %
CO ₂	産業	914	886	-3.1%	-43.0%
	家庭	577	494	-14.4%	-48.4%
	業務	580	448	-22.8%	-63.8%
	運輸	659	626	-5.0%	-41.7%
	小計	2,730	2,454	-10.1%	-48.2%
非工ネ起源 CO ₂		62	67	8.1%	-14.5%
その他ガス		40	41	2.5%	-30.0%
森林吸収量等		-	-	-	-
合計	2,832	2,562	-9.5%	1,416	-50.0%

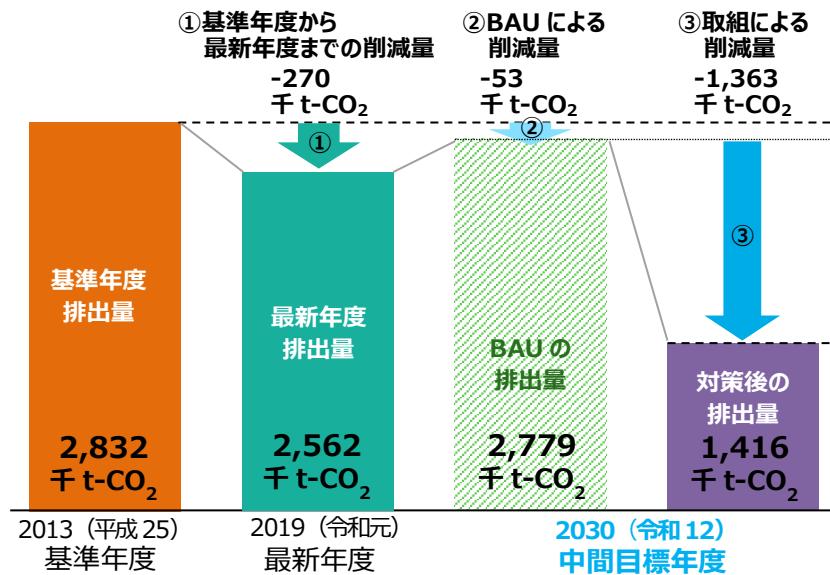


図 5.8 2030（令和12）年度温室効果ガス削減目標

5 温室効果ガス削減の将来目標（長期目標）

長期目標の2050（令和32）年度は温室効果ガス排出量実質ゼロ（ゼロカーボン）を目標とします。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料編

表 5.4 2050（令和32）年度温室効果ガス削減目標の部門別内訳

ガス種別・ 部門別	現況排出量			将来排出量（推計値）	
	2013 千t-CO ₂	2019 千t-CO ₂	2013比 %	2050 千t-CO ₂	2013比 %
CO ₂	産業	914	886	-3.1%	75
	家庭	577	494	-14.4%	28
	業務	581	448	-22.8%	9
	運輸	659	626	-5.0%	4
小計		2,731	2,454	-10.1%	116
非エネ起源CO ₂		62	67	8.1%	14
その他ガス		40	41	2.5%	24
森林吸収量等		-	-	-	-154
合計		2,832	2,562	-9.5%	0
-100.0%					

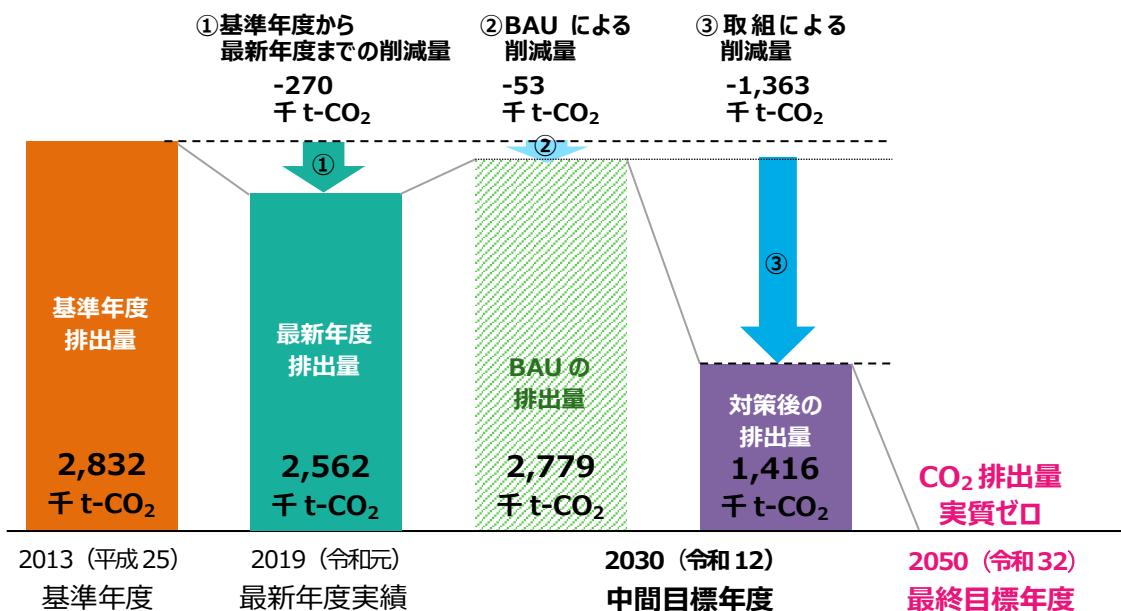


図 5.9 2050（令和32）年度温室効果ガス削減目標

6 再生可能エネルギー等の導入目標

(1) 再生可能エネルギー導入目標の設定方法

固定価格買取制度において認定されている再生可能エネルギー設備のうち未稼働（計画中）のものに、国の「第6次エネルギー基本計画」の基礎資料となっている「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」での稼働割合の想定を乗じて推計しました。

表 5.5 FIT 認定設備のうち未稼働のものの稼働割合の想定

再生可能エネルギーの種類	稼働割合の想定
太陽光発電	2018（平成30）年に未稼働措置の実施により容量ベースで約75%の案件について運転開始が見込まれる結果であることを踏まえ、未稼働案件の <u>75%</u> が稼働する前提。
陸上風力発電	2013（平成25）・2014（平成26）年度に開始した案件のうち、方法書手続開始以降に、FIT認定を受けることができるなどを踏まえると約51～70%程度の案件が稼働すると考えられ、業界団体ヒアリングでも既認定アセス案件の約68%が稼働すると想定しており、約 <u>70%</u> が稼働すると想定。
洋上風力発電	既認定未稼働案件が全て2030（令和12）年には導入される想定。
地熱発電	地熱発電は、事業化判断前に長期間にわたり、地元との協議、地表調査や持続的な発電可能性を評価するための探査が行われる。このため、事業化判断がなされた案件は、ほぼ確実に事業化する傾向にある。このため、既認定未稼働案件については、 <u>100%</u> が2030（令和12）年までに導入される前提。
水力発電	FIT認定がなされた案件は確実に事業化する傾向にあり、 <u>全て</u> 稼働する見込み。
バイオマス発電	木質系については、業界ヒアリングにおいて、2016（平成28）・2017（平成29）年にFIT認定量が急増した経緯等を踏まえると、約4割が運転開始見込みとの分析があった。この分析を踏まえ、既認定未稼働案件について、 <u>木質系については約4割、その他バイオマスについては100%</u> が稼働する前提。

出典：「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」（資源エネルギー庁）を基に作成



岩津水力発電所

(2) 再生可能エネルギー導入目標

本市における再生可能エネルギーの導入目標を、発電設備の出力ベースで以下のとおり設定しました。

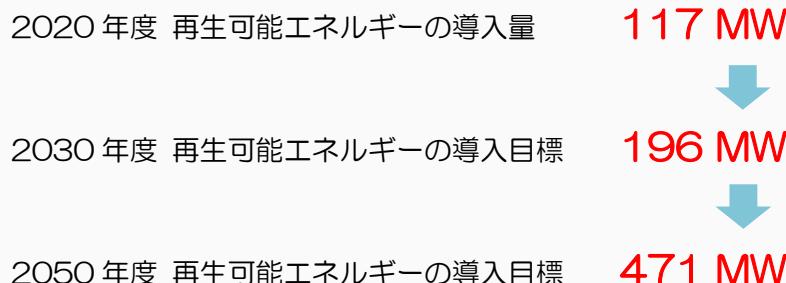


表 5.6 本市における再生可能エネルギーの導入目標（発電設備の出力）

(単位 : kW)

再生可能エネルギーの種類	区分	導入量		導入目標	
		2020	短期 2025	中期 2030	長期 2050
太陽光発電	住宅用	47,634	50,908	58,622	126,997
	事業所用	64,342	68,817	80,144	173,621
	公共施設用	555	891	6,017	13,036
	未利用地	0	94	1,691	3,662
	農地	0	2,365	42,351	91,748
		112,531	123,075	188,825	409,064
陸上風力発電	大規模（20kW 以上）	0	0	0	46,752
	小規模（20kW 未満）	0	40	40	40
		0	40	40	46,792
地熱発電	大規模（10MW 以上）	0	0	0	0
	中規模（1-10MW）	0	0	0	0
	小規模（1MW 未満）	0	0	0	0
		0	0	0	0
水力発電	中小水力	130	130	272	2,184
	大水力	0	0	0	0
	揚水力	0	0	0	0
		130	130	272	2,184
バイオマス発電	木質	0	0	2,321	8,219
	食品残渣	0	0	0	52
	生ごみ	0	0	0	50
	畜産糞尿	0	0	0	198
	し尿・浄化槽汚泥	0	0	0	90
	一般廃棄物	4,317	4,317	4,317	4,317
		4,317	4,317	6,639	12,928
合計		116,978	127,562	195,775	470,968

第6章 地球温暖化対策に係る施策・取組

1 計画の基本方針

本計画では目標を達成するための指針として、本市の現状や計画の策定の際に実施したアンケート調査結果等を踏まえ、6つの基本方針を設定します。

基本方針1 再生可能エネルギーで暮らすまち

- 市域の再生可能エネルギーを可能な限り普及拡大し、暮らしに必要なエネルギーをできるだけ再生可能エネルギーで賄いながら暮らしていくまちを目指します。

基本方針2 ゼロカーボンアクションが浸透したまち

- 市民・事業者等が日々の活動において、脱炭素につながるゼロカーボンアクションを実践していくまちを目指します。

基本方針3 エコな暮らしをしてしまうまち

- 市民にとって当たり前の暮らし、そのまま脱炭素につながるまちを目指します。

基本方針4 豊かな自然の恵みがもたらされるまち

- 市内にある豊富な森林資源を利用しつつ、CO₂ 吸収にも活用していくまちを目指します。

基本方針5 気候変動に適応した安全なまち

- 将来懸念されている気候変動による災害や健康被害等を軽減した安全なまちを目指します。

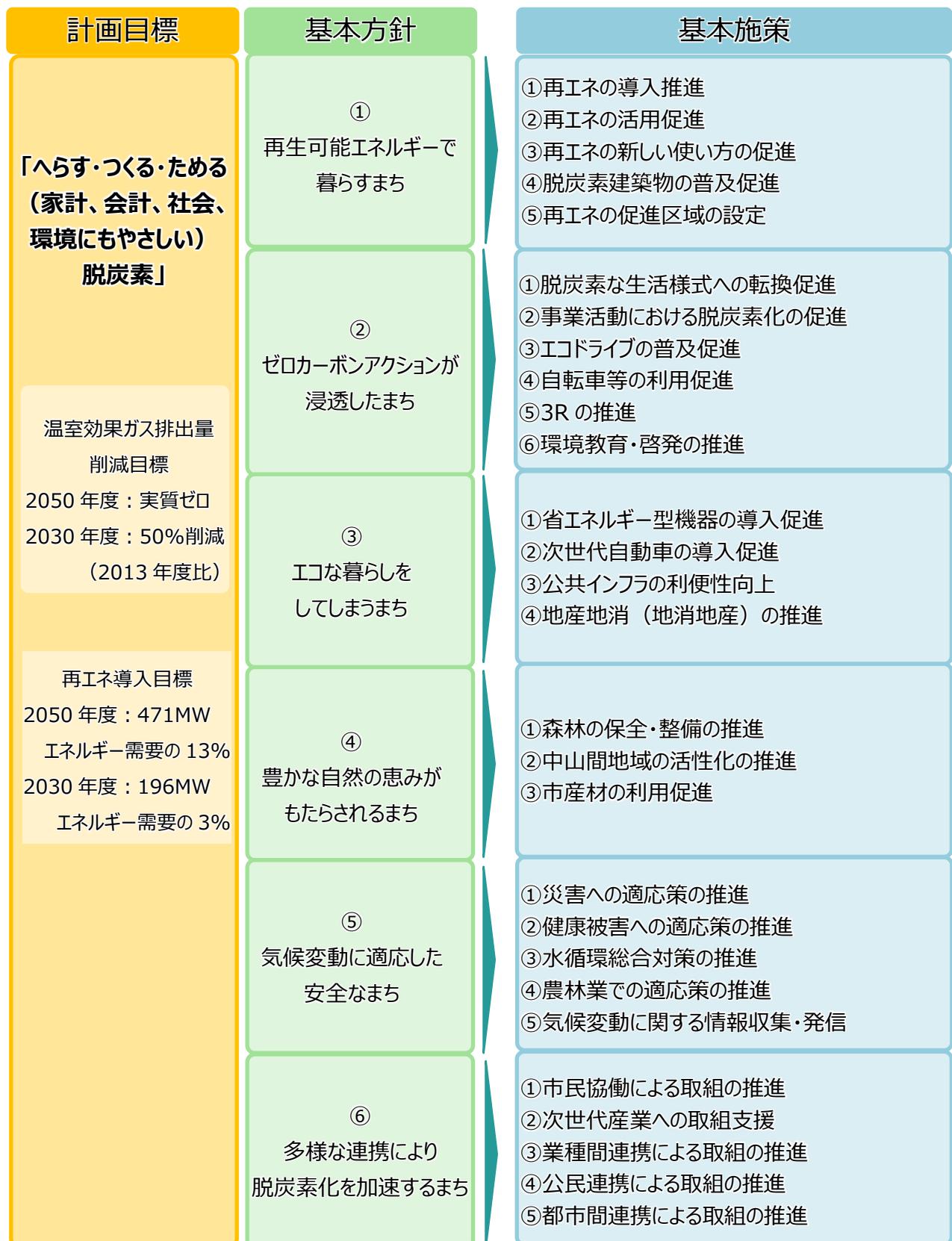
基本方針6 多様な連携により脱炭素化を加速するまち

- 市民・事業者・行政等のさまざまな主体の連携により、脱炭素の加速化を目指します。



2 施策の体系

温室効果ガス排出量の抑制・削減に向けた施策体系を示します。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料編

図 6.1 施策体系図

また、本計画に基づく施策により、次に示す11の目標達成に貢献します。

関連するSDGsの目標	目標達成に貢献する施策
2 飢餓をゼロに  飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	3-4 地産地消（地消地産）の推進 5-4 農林業での適応策の推進
3 すべての人に健康と福祉を  あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	5-2 健康被害への適応策の推進
4 質の高い教育をみんなに  すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	2-6 環境教育・啓発の推進 6-1 市民協働による取組の推進
6 安全な水とトイレを世界中に  すべての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	5-1 災害への適応策の推進 5-3 水循環総合対策の推進
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	1-1 再エネの導入推進 1-2 再エネの活用促進 1-3 再エネの新しい使い方の促進 1-4 脱炭素建築物の普及促進 1-5 再エネの促進区域の設定
9 産業と技術革新の基盤をつくろう  強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	6-2 次世代産業への取組支援 6-3 業種間連携による取組の推進
11 住み続けられるまちづくりを  包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間住居を実現する。	2-1 脱炭素な生活様式への転換促進 2-2 事業活動における脱炭素化の促進 2-3 エコドライブの普及促進 2-4 自転車等の利用促進 3-3 公共インフラの利便性向上
12 つくる責任 使う責任  持続可能な生産消費形態を確保する。	2-5 3Rの推進 3-1 省エネルギー型機器の導入促進 3-2 次世代自動車の導入促進 3-4 地産地消（地消地産）の推進 6-2 次世代産業への取組支援
13 気候変動に具体的な対策を  気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	5-1 災害への適応策の推進 5-2 健康被害への適応策の推進 5-3 水循環総合対策の推進 5-4 農林業での適応策の推進 5-5 気候変動に関する情報収集・発信
15 陸の豊かさも守ろう  土域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	4-1 森林の保全・整備の推進 4-2 中山間地域の活性化の推進 4-3 市産材の利用促進
17 パートナーシップで目標を達成しよう  持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	6-4 公民連携による取組の推進 6-5 都市間連携による取組の推進

3 施策の展開

1 再生可能エネルギーで暮らすまち

市域の再生可能エネルギーを可能な限り普及拡大し、暮らしに必要なエネルギーをできるだけ再生可能エネルギーで賄いながら暮らしていけるまちを実現するため、以下の成果指標を踏まえながら、取組を進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
市内の再生可能エネルギー導入量（累計）	117 MW (2020 年度)	196 MW (2030 年度) 約 68%増加	1-1(1)(2)(3)(4)(5) 1-2(1)(2)(3) 1-3(2) 1-4(1)(2)(4)(5)(6)(7) (8)(9)

1-1 再エネの導入推進

(1) PPA 等による再エネの導入・利用の推進

市内の再生可能エネルギーのさらなる普及・導入のため、PPA 等の新たな再生可能エネルギー導入の仕組みを創出します。

再生可能エネルギーに関する情報発信や支援制度等を通じて、太陽光、太陽熱、地中熱、バイオマス等の多様な再生可能エネルギーの導入を促進します。

さらにバイオマス資源を活用した再生可能エネルギーの創出にも取り組みます。

(2) 太陽光発電の新技術の導入・利用の推進

路面や壁面等に設置可能な薄膜太陽電池や舗装型太陽光発電等の太陽光発電の新技術の導入・利用を推進します。

(3) 太陽光発電の導入促進

太陽光発電の住宅等への導入について補助等の支援をします。

(4) バイオマスエネルギーの導入促進

木質バイオマスや廃棄物系バイオマス等の発電の事業化について支援・検討をします。

また、公共施設や住宅等への木質チップ・ペレットのストーブ等の導入を推進します。

(5) 未利用エネルギー等の導入促進

中小水力発電や太陽熱、地中熱等の未利用エネルギーの活用を推進します。

コラム

PPAとは

PPAとはPower Purchase Agreementの略称で、PPA事業者が太陽光発電設備等を設置し、その発電された電気を建物所有者等が購入するサービス契約です。

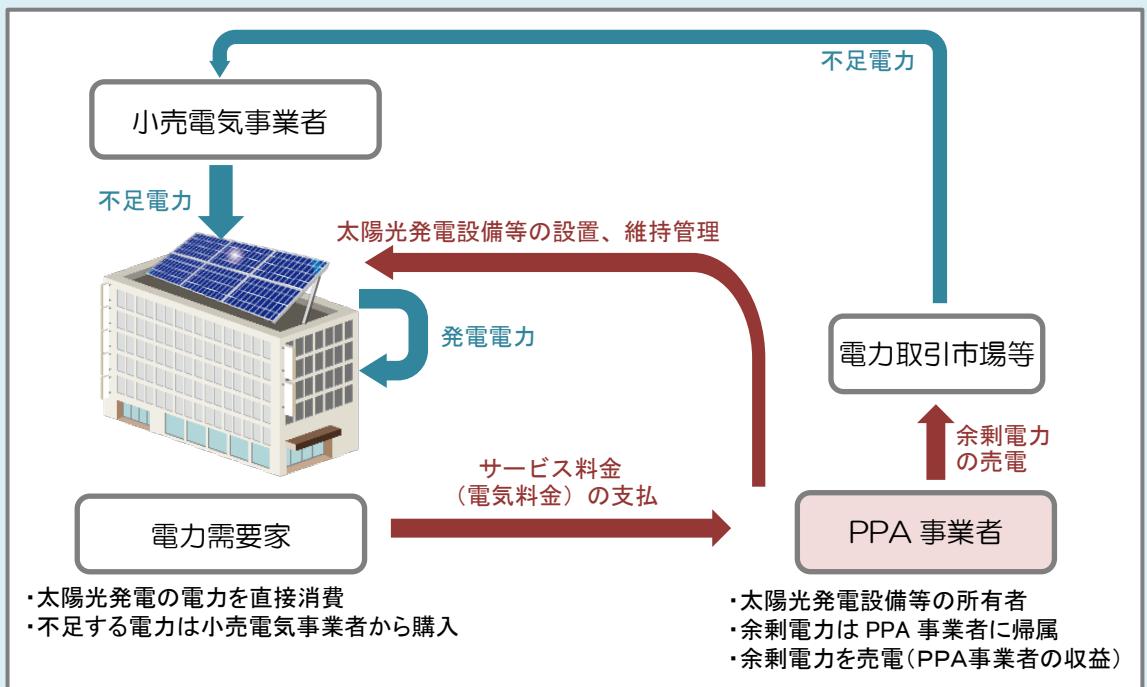


図 6.2 PPA のイメージ図

1-2 再エネの活用促進

(1) 蓄電池の利活用の推進

固定価格買取制度の買取期間が満了した住宅用太陽光発電の自家消費による再生可能エネルギーの効率的な利用を促進するため、非常用電源としても活用できる蓄電池（EVも含む）の普及促進に取り組みます。

また、既存の成熟した技術だけではなく、実証検討が進められている岩石蓄熱発電等の新たな蓄電技術の導入検討を進めます。

(2) 地域新電力による地域産再エネ電気の活用推進

地域新電力について正しく理解し、再生可能エネルギーを利用した環境にやさしい電力の選択を促すよう普及啓発を図ります。

(3) エネルギーマネジメントシステムの導入の推進

住宅や事務所ビル等のエネルギー需給を管理するための蓄電池やエネルギー・マネジメントシステム（HEMS、BEMS）等の導入を推進します。

また、市内の太陽光発電設備や蓄電池等の分散型エネルギーを、IoTを活用した高度なエネルギー・マネジメント技術で束ねて遠隔・統合制御し電力の需給バランス調整に活用するVPP（バーチャルパワープラント：仮想発電所）の構築も検討します。

1-3 再エネの新しい使い方の促進

(1) 水素の利活用の推進

太陽光発電などの再生可能エネルギーは、時間帯によっては余剰となる場合があります。この余剰再生可能エネルギーを活用する手段の一つとして水素への変換があります。そのため、市内需要家が水素エネルギーの特性を学び、基礎知識等を習得する機会を提供し、水素需要の拡大を推進します。

(2) 電動モビリティでの再エネ電源活用

電動モビリティの充電設備に再エネ電源を活用する仕組みを普及促進します。

1-4 脱炭素建築物の普及促進

(1) 住宅の脱炭素化支援

補助制度の活用等を通じて、住宅への脱炭素化設備の導入を促進します。

既存住宅については、市民に住宅の高断熱化やZEB化等の省エネ改修に取り組んでもらえる仕組みを検討します。

また、省エネ診断・省エネ改修を請け負う市内の工務店や設計事務所等に対して、指導育成や認定制度等での支援をします。

(2) 新築住宅における脱炭素化設備等の一体的導入の推進

新築住宅について、太陽光発電設備、蓄電池、家庭用エネルギー・マネジメントシステム（HEMS）、高性能外皮等の脱炭素化設備等を一体的に導入するZEHやLCCM住宅を推進します。

(3) SBT等の認定支援

SBT（Science Based Targets）は、パリ協定が求める水準と整合した、5～15年先を目標年として企業が設定する温室効果ガス排出削減目標を認定する国際的枠組のことです。企業が高い温室効果ガス排出削減目標を掲げ、その認定を受けることで、投資家等への脱炭素経営の見える化を通じ、企業価値向上につながる効果が期待できます。SBT認定の取得は大企業を中心に進んでいますが、中小企業に対しては認定取得の要件が緩和されているため、中小企業における認定取得を支援します。

(4) 脱炭素経営目標設定のフォロー

中小企業における中長期の温室効果ガス排出削減計画の策定のため、中小企業が脱炭素経営に取り組むメリットを紹介するとともに、省エネルギー化や再生可能エネルギー活用等の排出削減に向けた計画策定の検討を支援します。

(5) 事業者向け省エネ改修支援

工場や事業所、店舗等に対する情報提供を通じて、個々の事業者の省エネ診断等を促し、建築物の省エネ改修や屋外照明等の事業所設備の省エネルギー化を促進します。

また、市が中小企業を対象としたモデル省エネ診断を実施し、積極的な情報提供を行います。

(6) 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）の導入促進

建築物の環境性能を定量的に評価する「建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）」を活用し、公共施設において率先して取り組むとともに、民間建築物への普及促進を図ります。

(7) 施設緑化の取組促進

補助金制度を通じて、民有地や民間建物への屋上緑化・壁面緑化等の取組を促進します。

また、公共施設の新築・改修等に際しては、公共施設の長寿命化や機能性等を鑑みながら、屋上緑化や壁面緑化の導入を検討します。

(8) 公共施設への太陽光発電設備導入

平時の脱炭素化と災害時のエネルギーセキュリティを確保するため、災害時に避難所となる小・中学校や学区市民ホーム等を中心とした公共施設に、太陽光発電設備、省エネルギー・高効率機器、蓄電設備等の総合的な導入を推進します。また、PPA等の新しい手法による再生可能エネルギーの導入やV2X（自動車からの外部給電）の活用、公共施設に設置された太陽光発電設備や蓄電池を活用したVPP（バーチャルパワープラント）の導入について検討します。

(9) 公共施設のZEB化の推進

公共施設の新增設や改修・更新にあたっては、施設の長寿命化・エネルギー消費量の極小化を図るとともに、再生可能エネルギーや高効率な設備機器、エネルギー・マネジメントシステム等の導入を促進します。

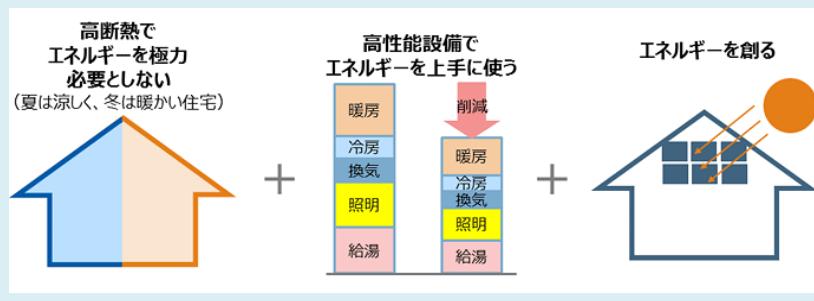
公共施設の新築にあたっては、施設のエネルギー消費量の極小化を図るとともに、再生可能エネルギーや高効率な設備機器、エネルギー・マネジメントシステム等の導入を促進します。

コラム

ZEH（ゼッヂ）、LCCM（エルシーシーエム）住宅とは

＜ZEH＞ Net Zero Energy House（ネット ゼロ エネルギー ハウス）の略です。

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことです。



出典：資源エネルギー庁

図 6.3 ZEH

＜LCCM 住宅＞ライフ・サイクル・カーボン・マイナス住宅のことをいいます。

ZEHは住宅の運用時におけるエネルギー消費量の収支がゼロを目指した住宅のことですが、LCCM 住宅は住宅の運用時だけでなく、建設時、廃棄時を含めた住宅のライフサイクル全体を通してCO₂の収支をマイナスにする住宅です。

1-5 再エネの促進区域の設定

(1) 岡崎市に適した自然エネルギーの調査

地球温暖化対策推進法に基づく市町村の再生可能エネルギー「促進区域」の設定を目指し、国から示される基準等を踏まえ、法令等に基づき、騒音、土地の安定性、生物の多様性、眺望景観等、環境保全のために「促進区域」から除外するエリアや考慮すべき事項等を調査します。

2 ゼロカーボンアクションが浸透したまち

市民・事業者等が日々の活動において、脱炭素につながるゼロカーボンアクションを実践していくまちを実現するため、以下の成果指標を踏まえながら、取組を進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
市内のエネルギー消費量 (TJ)	28,921 TJ (2019年度)	23,137 TJ (2030年度) 約 20%削減	2-1(1)(2)(3)(4) 2-2(1)(2)(3)(4)(5)(7) 2-3(1) 2-4(1)(2) 2-5(1)(2)(3)(4)(5) (6)(7)(8)(9) 2-6(1)(2)(3)
家庭のエネルギー消費量 (世帯数当たり) (GJ/世帯)	38 GJ/世帯 (2019年度)	25 GJ/世帯 (2030年度) 約 34%削減	2-1(1)(2)(3)(4)
事業者のエネルギー消費量 (延床面積当たり) (GJ/m ²)	2.0 GJ/m ² (2019年度)	1.7 GJ/m ² (2030年度) 約 16%削減	2-2(1)(2)(3)(4)

2-1 脱炭素な生活様式への転換促進

(1) エコでスマートなライフスタイルへの転換の促進

市民・事業者に対し日常生活における無理のない形での省エネルギー・節電の取組を呼びかけるキャンペーンの実施、イベントの充実、市民の行動変容を促すきっかけづくりや、クールビズやウォームビズの関連情報の提供等により、市民・事業者向けの意識啓発を推進し、通年で環境配慮行動に取り組むライフスタイルへの転換を促進します。

(2) COOL CHOICE 普及啓発活動推進事業

COOL CHOICE とは、温室効果ガス排出量を削減するために、省エネルギー・低炭素型製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択等の温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていくこういう国民運動です。

国や事業者と連携して、イベントやメディア等で SDGs と関連した普及啓発活動を行い、COOL CHOICE のより一層の認知度向上を図っていきます。

(3) 再配達の削減

荷物の受取に際しては、時間指定配達や宅配ボックス、宅配ロッカー等の利用を促進して、再配達によるロスの削減を図ります。

(4) 自発的な行動変容を促す普及啓発の実施

省エネルギー行動等を呼びかける啓発ツール等を作成する等、効果的な普及啓発を行います。特に、自発的な行動変容を促すための工夫として、小さなきっかけを与えて、よりよい選択を自発的に取れるようになる「ナッジ」の考え方を活用していきます。

2-2 事業活動における脱炭素化の促進

(1) 事業者の脱炭素経営の促進

岡崎商工会議所等と連携し、事業者からの省エネルギー化や CO₂ 削減等に関する相談に対応する体制の充実を図ります。

(2) 省エネ支援事業の推進

省エネ診断や ESCO 事業等、他者の省エネルギー化や CO₂ 削減に貢献する事業について、事業者が利用しやすい仕組みを整え、中小事業者の省エネルギー化を進めます。

(3) 環境対策資金融資の利用促進

要件を備えた中小事業者に対し、温室効果ガス削減対策その他の環境対策施設整備事業に必要な資金の融資をあっせんします。

(4) 特定事業者の取組支援

県では、事業者による地球温暖化対策を促進するため、愛知県地球温暖化対策推進条例に基づく制度において、対象となる事業者に対して、地球温暖化対策計画書及び地球温暖化対策実施状況書を提出することを義務付けています。

本市では、市内の特定事業者の地球温暖化対策計画書に基づく取組を支援します。

(5) 公共工事における EMS 取得状況の評価

岡崎市入札参加資格者名簿において岡崎市総合評定値の加算項目とし、ISO14001 環境マネジメントシステム（EMS）の認証取得状況により評価します。

(6) 環境ビジネスの事業化支援

地域で利用可能な再生可能エネルギー等を活用したビジネスの事業化支援を推進します。

(7) 農業の脱炭素化の推進

農業用機械や施設園芸における省エネルギー化を推進します。

2-3 エコドライブの普及促進

(1) 他機関と連携したエコドライブの啓発

警察署や自動車教習所で、自動車運転免許の取得・更新時にエコドライブの案内を促します。

また、高速道路のサービスエリアや道の駅等で啓発ポスターの掲示等を行います。

2-4 自転車等の利用促進

(1) モビリティシェアの利用促進

短距離移動の利便性、市内の回遊性の向上を図るため、民間事業者との連携により、シェアサイクル・シェアスクーター等のマイクロモビリティの普及を促進します。

(2) 自転車利用の推進

環境負荷の少ない交通手段として、安全で快適な自転車利用を促進します。

2-5 3Rの推進

(1) リデュース（ごみの発生抑制）の促進

マイバッグ持参の推奨、使い捨て商品の使用を控えることを啓発することで、市民の消費行動の見直しを推進します。

生ごみについては、自家減量の普及促進、3キリ運動の推進による家庭から排出される生ごみの減量を推進します。

事業者が排出するごみについては、自ら減量、資源化を進めることにより、ごみとして排出する量が削減されるよう啓発、指導を推進します。

(2) ごみ処理費用負担の適正化

ごみの有料化を含めた収集方法の変更を検討し、ごみ排出量の抑制を図ります。

(3) 食品ロスの削減

余っている食べ物を、必要としている場所へつなぐ活動のことをフードドライブと呼びます。フードドライブの取組として、市や民間団体がつなぎ役となり、食品が余っているところ（供給側）と食品を必要としているところ（需要側）を結びつける仕組みを構築し、廃棄される食品をできる限り有効活用することで、食品ロスの削減を図ります。

(4) 古紙類の搬入規制

古紙類の資源化を図るため事業者が排出する古紙類の市ごみ処理施設への搬入規制を継続して行います。

(5) リユース（再使用）の促進

再使用情報の提供、フリーマーケット等の活用推奨等、不用品を再度活用できる場所や情報の提供に努め、リユースを促進します。

リサイクルショップを紹介する等の発信に努め、市民による活用を促進します。

(6) 剪定枝の資源化の事業化推進

剪定、除草作業から発生する木や草は、一度にまとめて排出されるごみであり、資源化に向け、先進事例や民間事業者の調査を行う等、有効利用方法を検討します。

(7) 分別収集、回収の徹底

ごみの分別資料等による啓発を行い、資源物となる容器包装、小型家電、古紙類等の分別の徹底を促進します。

町内会等による資源回収事業を推進し、資源回収量の増大とともに、市民自ら資源物を回収することによる意識向上を図ります。

(8) ペットボトル等の店頭回収の推進

市内のスーパー等での資源物（ペットボトル、白色トレイ、紙パック等）の店頭回収について、実施している店舗や品目等を周知し、店頭回収の利用を促進します。

(9) 再生品利用の推進

グリーン購入の推進による再生品利用の拡大を図ります。

(10) 净水場廃棄物の有効利用

産業廃棄物として処理していた浄水場から発生する汚泥を園芸用土等にし、有効利用します。

2-6 環境教育・啓発の推進

(1) 地球温暖化防止隊を通じた取組促進

岡崎市地球温暖化防止隊は、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的に設立され、2022（令和4）年11月現在、個人会員30名と法人賛助会員44事業所から組織されています。

出前講座や省エネ教室、地球温暖化防止に関する写真や書道作品の募集、地球温暖化防止親子環境教室等を実施します。

(2) 環境学習プログラム、エコプロ、出前講座等の推進

オンラインや公共施設における環境に関する各種講座を推進し、環境学習を支援します。

市民活動団体や事業者等と協働・連携し、環境に関する各種講座等を実施する等、環境活動を担う人材を育成します。

(3) 市民参加型イベントの開催

市民・団体等と連携して実施する清掃・美化活動、緑づくり等の環境活動への支援を行います。

(4) 食育の推進

食育推進における取組として、食品ロス削減や環境に配慮した食品の選択の推進を積極的に啓発し、イベントや出前講座等においても市民への働きかけを行います。



エコプロの様子

3 エコな暮らしをしてしまうまち

市民にとって当たり前の暮らしですが、そのまま脱炭素につながるまちを実現するため、以下の成果指標を踏まえながら、取組を進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
市内乗用車の登録台数に占める次世代自動車の割合 (%)	0.4% (2020 年度)	16% (2030 年度)	3-2(1)(2)(3)

3-1 省エネルギー型機器の導入促進

(1) 高効率機器への転換促進

補助制度や事業者等を通じた普及啓発等により、家庭における高効率な省エネルギー型設備・機器の導入を促進します。

(2) 照明の LED 化の推進

学校や公園を含む公共施設における LED 照明等の省エネルギー型機器の導入、本市が設置する街路灯の LED 化を推進します。

補助制度を通じ、事業所における LED 照明等の省エネルギー型機器の導入を促進します。

3-2 次世代自動車の導入促進

(1) 次世代自動車の導入促進

補助制度の活用等を通じて、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等の次世代自動車の導入と自動車充電設備の整備の促進を図ります。

(2) 公用車への次世代自動車導入

特別な用途の車両等を除き、環境負荷が少なく、エネルギー消費量を削減することのできる次世代自動車を公用車へ率先導入します。

また、災害時等の事業継続性の確保に向けて、燃料（エネルギー）の多様化を図るため、用途や状況に応じた次世代自動車の導入を検討します。

(3) 次世代自動車の利用環境整備

関係機関と連携し、EV スタンドや水素ステーション等の次世代自動車の利用環境整備を推進します。

3-3 公共インフラの利便性向上

(1) 地域内交通の整備・充実

駅やバス停等の既存の公共交通拠点から病院や商業施設、自宅等、行きたいところへ自由に移動できる手段を提供し、市民や来訪者の利便性を向上させるとともに、環境負荷を軽減させる低炭素型パーソナルモビリティの普及に取り組みます。

高齢者や障害者等の円滑な移動を支援するため、公共交通機関の施設における移動等円滑化経路の整備やエレベーターの設置、出入り口、乗降場、改札口、トイレ等の利便性向上を図り、自動車から鉄道等の公共交通機関への転換を促進します。

通勤・通学時等、ピーク時の混雑率緩和を図るため、運行本数の増加をはじめとした鉄道の利便性向上について、鉄道事業者に要請します。

(2) 駅周辺整備

本市の主要駅である東岡崎駅（名鉄）、岡崎駅（JR、愛環）の周辺整備を行うことで交通結節点としての機能強化を図り、公共交通機関の利用を促進します。

(3) MaaS の導入

自動運転やMaaS等の新技術活用、カーシェア等、新たな交通サービスの検討を進めます。

(4) 自転車ネットワークの整備

自転車ネットワーク計画に基づき、自転車の安全で快適な利用環境を創出するため、自転車通行空間整備を促進します。

また、自転車利用者の利便性を高め、かつ駅周辺の良好な環境維持を図るため、民間事業者と連携して、駐輪場の適正配置の推進を図ります。

(5) 市役所におけるエコ通勤の率先実行

市役所において、率先して公共交通機関や自転車を利用したエコ通勤を実践します。

3-4 地産地消（地消地産）の推進

(1) フード・マイレージの普及・浸透

フード・マイレージの考え方の普及・浸透に努めます。

(2) 市内農林産物のPR

農林産物直売施設の活用により、市内産農林産物の普及促進と消費拡大を図ります。

(3) 学校給食における地場産品の活用促進

地場農林水産物の地元消費拡大及び食の重要性や農林水産業への理解を深めるため、小中学校の学校給食において、地場産品の活用を推進します。

4 豊かな自然の恵みがもたらされるまち

市内にある豊富な森林資源を利用しつつ、CO₂ 吸収にも活用していくまちを実現するため、以下の成果指標を踏まえながら、取組を進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
放置林の間伐面積	－	2,179ha (2030 年度)	4-1(1)(3)(4) 4-2(1)(2) 4-3(4)

4-1 森林の保全・整備の推進

(1) 森林整備の推進

「森林経営管理制度」による林業経営の再委託や公的管理を進め、行き届いていない森林の整備を進めます。

また、後継者不足の地主や市外の地主が、森林経営管理を行うことなく、森林の管理・運用を委託することができる「森林信託」を推進し、施業地の集約化や施業の効率化を図っていきます。

(2) 水源涵養林の確保・整備

人工林の間伐促進による緑のダム機能を向上させるとともに、人工林の針広混交林への誘導を図り、水源涵養林を確保します。

また、市民・団体・事業者と整備を進めるとともに、その負担のあり方について検討します。

(3) 担い手の育成

森林組合等と協力しながら、森林整備の担い手の育成拠点となる設備や育成プログラムを整備し、森林整備の担い手を育成します。

また、里山の重要性の理解促進、間伐材の利用促進等を図りながら、市民団体等との協働により森林整備を促進します。

(4) 市有林の保育・間伐の推進

計画的に市有林の保育・間伐を推進します。

4-2 中山間地域の活性化の推進

(1) 地域商社もりまちの活用

本市では、林業の6次産業化の推進のため、市が出資者となって地域商社「株式会社もりまち」（以下、「地域商社もりまち」と言います。）が2022（令和4）年2月に設立されました。

地域商社もりまちでは、新たな木材商品の開発、販路拡大等の既存の1次、2次、3次産業の連携を進め、地域全体での6次産業化を図ることにより、林業の活性化、林業従事者の創出による森林整備の促進を図ります。

(2) 公民連携による持続可能な中山間地域づくり

「岡崎市中山間地域活性化計画～オクオカ イノベーションプラン2030～」に基づき、中山間地域の有する資源や魅力を活かした民間投資の誘導や、行政が支援しながらの地域住民主体による地域づくりの推進等、公民が連携して持続的な施策に戦略的に取り組みます。

4-3 市産材の利用促進

(1) 住宅への市産材利用の促進

市内で伐採された木材を利用して新築・増築・改築する戸建住宅に対する補助制度の活用を進めるとともに、住宅設計・施工関係者に対し、市産材情報を提供し、住宅等に市産材の利用を促します。

(2) 公共工事における市産材の率先利用

市産材調達管理基金を活用し、市の公共工事等における市産材利用を推進します。また、市産材の利用を請負業者へ協力、周知する方法を検討します。

(3) 市産材利用に対する理解促進

市民に対し、市産材を利用することへの意義を普及し、森林・林業関係団体と協働して市産材利用推進を働きかけます。

(4) 間伐材等の利活用の促進

事業者と協力して市内森林から間伐材等の搬出を進めるとともに、薪やペレット、チップ等を利用した設備の導入を促進します。



額田地域の山村



くらがり渓谷の山林

5 気候変動に適応した安全なまち

将来懸念されている気候変動による災害や健康被害等を軽減した安全なまちを実現するため、以下の成果指標を踏まえながら、取組を進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
熱中症救急搬送者数	136 件 (2020 年度)	68 件 (2030 年度) 約 50%削減	5-2(1)(2)
町内会の防災マップの 策定数・策定率	500 町・90% (2020 年度)	556 町・100% (2030 年度) 約 11%増加	5-1(4)

5-1 災害への適応策の推進

(1) コンパクトシティの形成と合わせた災害対策

都市機能をコンパクトに集積させるコンパクトシティ形成と合わせて、災害時でも最低限の都市機能を維持できるように、市内の太陽光発電設備や蓄電池を活用した地域マイクログリッドや VPP の導入を推進します。

(2) 公共施設のレジリエンス機能強化

市の公共施設や市域における再生可能エネルギー利用の可能性調査を実施し、さらなる再生可能エネルギーや蓄電設備の導入を進めるとともに、施設間で再生可能エネルギーを融通する仕組みを構築し、レジリエンス機能強化を目指します。

(3) 河川の改修及び整備事業の推進

浸水被害を軽減し、流域の市民の安全を守るため、川幅の拡幅や川底の掘り下げ等の改修工事を進め、5 年確率降雨強度の雨量に対応できる河川の整備を行います。

また、都市化の著しい河川流域における雨水流出量の増大等に対応するため、流域内の中学校及び公園に雨水浸透施設や貯留施設の設置を進め、治水安全度の向上を目指します。

(4) 土砂災害防止等の推進

土砂災害ハザードマップや水害対応ガイドブックを市民に広く周知します。

(5) 岡崎市災害廃棄物処理計画に基づく備えの充実

災害廃棄物処理計画や行動マニュアル等の見直し、庁内外の連携体制の整備、教育訓練を実施します。

5-2 健康被害への適応策の推進

(1) 热中症の予防及び対処法の普及啓発

熱中症予防対策について、リーフレットやポスターを公共施設等に掲示するとともに、市政だより、市ホームページ等の各種媒体を活用した周知啓発を図ります。

(2) 热中症の予防策の推進

暑さ指数（WBGT）に基づき注意喚起及び適切な対応を図るとともに、市内公共施設に熱中症予防具を常備する等、熱中症予防対策に努めます。

また、企業・団体と連携し、暑さの厳しい夏の日中に外出した際に、暑さをしのぎ涼むことができる場所として、市内公共施設を一時休息所として開放する等の熱中症予防を図ります。

5-3 水循環総合対策の推進

(1) 森林の水源涵養機能の強化

人工林の間伐促進により森林下層植生の発育を促すとともに、下層植生を食害しないようにシカの個体数管理や防除策を施すことにより、森林の水源涵養機能の強化を図ります。

(2) 雨水貯留池、洪水調整池の適切な維持管理

浸水対策を優先的に実施する整備促進エリアを中心に、引き続き雨水貯留施設等の整備を推進していきます。

(3) 雨水利用の促進

雨水を貯め、水洗トイレや散水など上水でなくとも影響のない所には雨水を利用します。

また、天水桶、使わなくなった浄化槽の利用等を促進し、樹木の水遣り、夏季の打ち水等に利用します。

5-4 農林業での適応策の推進

(1) 農業・林業等の被害状況の把握

国や県、研究機関、農業関連団体等と連携し、農業・林業の被害状況の情報収集・蓄積を行います。

(2) 高温に強い品種への転換

国や県、研究機関、農業関連団体等と連携し、温暖化に対応した品種の普及のための支援策や情報提供を行います。

(3) 高温に対応した栽培技術や設備の導入

国や県、研究機関、農業関連団体等と連携し、温暖化に対応した栽培技術、農業技術の普及のための支援策や情報提供を行います。

(4) 気候変動に対応した病害虫防除体系の構築

国や県、研究機関、農業関連団体等と連携し、気候変動に伴う病害虫の増加等に関する情報収集及び対応策の検討を行います。

5-5 気候変動に関する情報収集・発信

(1) 自然環境の調査・把握

国や県、研究機関、市民団体等と連携し、自然環境の継続的なモニタリング調査を行います。

(2) 気候変動による影響の調査・把握

国や県、研究機関、市民団体等と連携し、気候変動に関する情報収集及び対応策の検討を行います。

また、気候変動適応センターを通じた、市域における、気候変動実態やその影響、将来予測等、適応策に関する情報の収集と整備、分析や市民・事業者に向けた適応策に関する情報発信に取り組みます。

6 多様な連携により脱炭素化を加速するまち

市民・事業者・行政等のさまざまな主体の連携により、脱炭素の加速化を図るため、以下の成果指標を踏まえながら、取組を進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
市民参加型イベントの 参加者数	398 人 (2013 年度)	800 人 (2030 年度) 約 2 倍増加	6-1(1)(2)

6-1 市民協働による取組の推進

(1) 市民参加型の取組支援

市民活動団体や事業者、大学等と協働・連携し、環境に関する各種講座等を実施する等、環境活動を担う人材を育成します。

また、市民・事業者・大学等と各種環境イベントを連携・協働で開催することにより、広く環境への取組の普及・啓発を図ります。

(2) 市民参加型イベントの開催（再掲）

市民・団体等と連携して実施する清掃・美化活動、緑づくり等の環境活動への支援を行います。

(3) 環境教育・環境学習の推進

「岡崎市環境基本計画」に基づき環境教育・学習を推進するほか、学校・地域等における環境学習の実施、環境教育指導者の育成を推進します。

特に、地球温暖化対策は未来を見据えた取組であることから、未来を担う重要な主体である子ども・若者世代への環境教育の機会の拡充と内容の充実を図っていきます。

6-2 次世代産業への取組支援

(1) 次世代自動車産業への取組支援

自動車産業の次世代自動車への移行に対応した生産体制への転換が求められる中、高度先端産業立地を含めた工場等の建設の奨励や企業交流フェアの開催により、次世代自動車産業への取組を進めます。

(2) 先進技術・次世代技術の開発支援

「ものづくり岡崎」のイメージの向上と岡崎の優れた最新技術や新製品等を情報発信し、販路開拓を図るため、「ものづくり岡崎フェア」を開催するとともに、技術力や製品開発力の向上のためのセミナー等を開催し、先端技術・次世代技術の開発を進めます。

(3) 次世代産業等の創業支援

次世代産業等の創業を促進するため、創業を目指す者に対する創業支援講座・支援事業助成を行うとともに、創業資金の融資あっせんや助成を行います。

6-3 業種間連携による取組の推進

(1) 共同配送による物流効率化の推進

交通システムの改善や、共同輸配送、グリーン配送、端末物流対策等の環境にやさしい物流システムの推進により、物流効率化を図ります。

6-4 公民連携による取組の推進

(1) 事業者との協定締結

カーボンニュートラル社会の実現に向けた事業を協働して推進することを目的として事業者と協定を締結し、公民連携での課題解決に取り組みます。

(2) 地域新電力会社との連携推進

本市では、2020（令和2）年に民間企業4社との共同出資により地域新電力「岡崎さくら電力」を設立し、市内のバイオマス発電設備や太陽光発電設備でつくられた地産電力を市内の公共施設等に供給しています。今後、エネルギーの地産地消を通じた地球温暖化対策や地域経済のさらなる発展に貢献するため、地域新電力会社との連携協力を進めていきます。

6-5 都市間連携による取組の推進

(1) 世界首長誓約

「世界気候エネルギー首長誓約」（Covenant of mayors for Climate and Energy）は、持続可能なエネルギーの推進、温室効果ガスの大幅削減、気候変動の影響への適応に取り組み、持続可能でレジリエント（強靭）な地域づくりを目指し、パリ協定の目標の達成に地域から貢献しようとする自治体の首長が、その旨を誓約し、具体的な取組を積極的に進めていく国際的な仕組みです。本市は2018（平成30）年10月に首長による誓約書への署名を行いました。

本市では、本誓約の実現に向けて、広域的な持続可能なエネルギーの推進、温室効果ガスの大幅削減、気候変動の影響への適応に取り組み、持続可能でレジリエント（強靭）な地域づくりを目指します。

